**様　似　町**

**住宅新築リフォーム等支援補助金**

町民が安心して快適に暮らすための住環境の向上と産業の活性化を図るため、町民が町内施工業者により住宅の新築工事、増改築工事、リフォーム等を行う場合に、その経費の一部を助成します。

※施工業者へ工事をお願いする前に、一度役場へお問い合わせください。

**○対象者**

・様似町に住民登録をしている人

・町税等の滞納がない人

・今まで、この助成金を受けていない人

**○対象住宅**

・町内に所有し、自ら居住している住宅

・店舗等との併用住宅の場合は個人住宅部分

・１つの住宅につき、補助金交付は１回

**○補助対象工事**

・これから行う新築、増改築、リフォーム工事

・町内の施工業者により行う新築、増改築、リフォーム工事

**町内の施工業者とは・・・**

**町内に住所を有する法人、個人事業者**

・対象リフォーム工事費が１００万円以上の工事

**○補助金額**

****・対象工事の１０％、

上限は５０万円（１，０００円未満切捨て）

**申請場所　役場２階　管財建設課**（内容を確認しますので持参してください。）

**○申請書類等**

・住宅新築リフォーム等支援補助金申込書

・対象工事の見積書（町内の施工業者に限る、　　　補助対象工事とその他工事を分けたもので、施　工業者の名称、住所、電話番号、押印のあるもの）

**申請から支給までの流れ**

**申　請　　・・・必要に応じて現場確認を行います。**

**対象工事決定 ・・・ 交付決定通知書が届いてから工事を行ってください。**

**※対象工事決定まで数日かかります。**

**工事完了報告・補助金請求　　・・・　必要に応じて現場検査を行います。**

**支　給　　　・・・　申請者の口座に振り込みします。**

・現況写真（住宅全体と増改築、リフォーム部分）・調査同意書（住民票の閲覧、世帯全員の徴税等の収納状況及び固定資産台帳について）

・その他町長が必要あると認める書類



リフォーム工事例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象リフォーム工事例 | 備　　　　　考 |
| 対　　　象 | 既存住宅の増築、改築、減築工事 | 確認申請が必要なものは、その写しの添付が必要 |
| 浴室、キッチン、洗面所、トイレ | 工事の必要がないものは対象外 |
| 給湯設備、換気設備、電気設備、ガス設備 |
| 屋根の葺替、塗装、防水工事 |  |
| 床材、内壁材、天井材の張替や塗装等の内装工事 | 床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も可。 |
| 床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事 |  |
| ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取替 |  |
| 雨樋等の取替や修理 |  |
| 建具、開口部の取替や新設工事 | 手動・電動シャター可。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替や新設可。（単独は不可） |
| 作り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 対　　象　　外 | 車庫、物置、倉庫等の工事、門扉、ブロック塀、エントランス塗装等の外構工事、植樹、剪定等の植栽工事 |
| 店舗、工場、事務所等のリフォーム |
| 下水道、合併処理浄化槽工事、雨水浸透桝の設置工事、雨水タンク設備の設置工事 |
| 防犯ライト・カメラの設置 |
| 電話、インターネット、テレビアンテナの設置・配線工事、ソーラーパネルの設置工事 |
| エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油・電気暖房器具等、家具の購入・設置 |
| 防虫や消毒等の薬剤散布・塗布、ハウスクリーニング、排水管清掃等 |

【注意事項】

・住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設備や町の他の助成制度を利用している部分を除きます。

**～申請時にあたって～**

○申請書はどこでもらえますか？

役場２階　管財建設課　電話36-2115　　渡邉もしくは八谷まで

○印鑑は？

　　認印で構いませんが、請求書まで同じ印鑑を使用してください。

○写真はどのようなものですか？

写真はカラー写真で日付を入れたものにし、Ａ４用紙に貼付してください。

※申請書類（申請書、見積書、写真など）は、返却できませんので必要な場合は事前にコピーを取っておいてください。

※わからないことや疑問は、気軽に管財建設課までお問い合わせください。